

○北本市個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の収集等の制限（第6条—第13条）
- 第3章 自己情報の開示請求等の権利（第14条—第26条）
- 第4章 個人情報処理受託者の義務、事業者に対する措置等（第27条—第29条）
- 第5章 雜則（第30条—第35条）
- 第6章 罰則（第36条—第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等の権利を保障することにより、公正な市政の運営を確保し、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、

監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに土地開発公社をいう。

(4) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(6) 個人情報の管理等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。

（平27条例27・一部改正）

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の管理等を行うに当たっては、市民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護及び市民福祉の増進を図るため必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の管理等を行うときは、個人情報の保護に係る市民の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市

の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の収集等の制限

(個人情報の管理等の一般的規制)

第6条 実施機関は、個人情報の管理等を行うときは、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるときその他公正な行政を執行するために必要とし、かつ、その権限の範囲内で行うときを除き、次の各号に掲げる個人情報の管理等を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する情報
- (2) 社会的差別の原因となる諸事実に関する情報
- (3) 犯罪に関する情報
- (4) その他、個人情報の管理等を行うことがこの条例の目的に反すると認められるもので、実施機関が北本市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて定める情報

(業務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報の管理等を新たに開始しようとするときは、個人情報登録簿に次の各号に掲げる事項を登録し、市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の記録の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 記録される対象者の範囲
- (4) 記録される個人情報の種類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、登録に係る業務を変更し、又は廃止するときは、あら

かじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出を受理したときは、当該登録に係る事項又は変更若しくは廃止に係る事項を審議会に報告しなければならない。

4 市長は、個人情報登録簿を市民の閲覧に供しなければならない。

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接これを収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づき収集するとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(4) 公表された事実であるとき。

(5) その他実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第3号の規定により個人情報を収集したときは、速やかにその事実を当該本人に通知しなければならない。

4 本人又はその代理人により法令等に基づく申請行為が行われた場合は、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(平27条例27・一部改正)

(適正管理の原則)

第9条 実施機関は、個人情報の適正な管理等を行うため、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 正確かつ最新なものとすること。
- (2) 漏えい、盗用、滅失、き損その他の事故を防止すること。

2 実施機関は、個人情報の管理等が必要でなくなったときは、当該個人情報を速やかに廃棄しなければならない。

(個人情報保護管理者の設置)

第10条 実施機関は、個人情報の管理等を行うときは、個人情報の適正な維持管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理者を設置しなければならない。

(特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)

第11条 実施機関は、第7条第1項の規定により登録した利用目的の範囲を超える当該登録に係る個人情報（特定個人情報を除く。以下この条及び第12条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものに対する当該登録に係る個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を行う場合は、本人の同意を得なければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）を行うことができる。

- (1) 法令等の規定に基づき目的外利用等を行うとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (3) 市民福祉の増進を図るために必要であり、個人の秘密を侵害するおそれがないと認められるとき。
- (4) その他実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前2項の規定により目的外利用等を行ったときは、次

の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

(1) 目的外利用等を行った個人情報の記録の名称及び内容

(2) 目的外利用等の目的

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

4 実施機関は、第2項第2号の規定により目的外利用等を行ったときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

(平27条例27・一部改正)

(特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用する場合について準用する。

(平27条例27・追加)

(特定個人情報の提供の制限)

第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 第11条第3項の規定は、前項に規定する場合に該当し、特定個人情報を提供する場合について準用する。

(平27条例27・追加)

(外部提供先に対する措置要求)

第12条 実施機関は、第11条第1項又は第2項の規定により外部提

供する場合において必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

（平27条例27・一部改正）

（電子計算機の結合の禁止）

第13条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を処理するに当たり、電子計算機の国及び他の地方公共団体等と通信回線等を利用する結合をしてはならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めたときはこの限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により電子計算機の結合を行った場合において、当該結合により提供した個人情報の保護が適切に講じられず、個人の権利を不当に侵害していると認めるとときは、審議会の意見を聴いて個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じ、速やかにその内容を審議会に報告しなければならない。

（平27条例27・一部改正）

第3章 自己情報の開示請求等の権利

（開示の請求等）

第14条 何人も、実施機関が管理している自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下これらを「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示をしないことができる。
- (1) 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないとされているもの。
 - (2) 個人の評価、診断、判定、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該評価、診断、判定及び選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
 - (3) 審議、検討、協議その他の意思決定過程にある情報又は調査、交渉、争訟等に関する情報であって、本人に開示することにより、明らかに公正又は適正な行政執行を著しく妨げると認められるもの
 - (4) 第三者に関する情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれのあるもの
 - (5) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であつて、開示請求の対象となった個人情報の開示をすることが、当該未成年者の利益に反すると認められるもの
 - (6) その他実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたもの
- 4 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前項の規定により開示をしないこととする個人情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に区分して除くことができるときは、その部分を除いて当該個人情報の開示をしなければならない。
- 5 実施機関は、第3項各号に規定する個人情報であっても、期間の経過により、同項各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該個人情報の開示をしなければならない。
- 6 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否

かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。この場合において、実施機関は、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。

(平27条例27・一部改正)

(訂正の請求)

第15条 何人も、実施機関に対して、自己情報の記録について事実の記載に誤りがあると認めるときは、当該記載の訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第16条 何人も、実施機関に対して、第6条の規定に違反し、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報（特定個人情報を除く。以下この条及び次条において同じ。）が収集されたと認めるとときは、当該自己情報の削除を請求することができる。

(平27条例27・一部改正)

(目的外利用等の中止の請求)

第17条 何人も、実施機関に対して、第11条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報の目的外利用等がされていると認めるとき又は目的外利用等がされようとしていると認めるときは、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

2 実施機関は、前項の規定による目的外利用等の中止の請求があった場合において、当該中止の請求に理由があると認めるときは、第20条第1項の規定により当該請求に対する可否の決定があるまでの間、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該中止の請求に係る個人情報の利用の中止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用の中止をすることにより、当

該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の利用の中止等の請求)

第17条の2 何人も、自己情報のうち特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の中止又は削除
- (2) 第11条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の中止

(平27条例27・追加)

(準用)

第18条 第14条第2項及び第6項の規定は、第15条から前条までの規定による請求について準用する。

(平27条例27・一部改正)

(請求方法)

第19条 第14条第1項の規定による自己情報の開示、第15条の規定による自己情報の記載の訂正、第16条の規定による自己情報の削除、第17条第1項の規定による自己情報の目的外利用等の中止又は

第17条の2の規定による特定個人情報の利用の中止、削除若しくは提供の中止（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、当該請求に係る個人情報を管理している実施機関に対して、本人又はその代理人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る個人情報の記録の名称又は内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示等の請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（平27条例27・一部改正）

（請求に対する決定等）

第20条 実施機関は、前条第1項の規定により開示等の請求があったときは、当該請求のあった日から起算して開示請求にあっては8日以内に、訂正、削除及び中止の請求にあっては30日以内に、当該請求に対する可否の決定（第14条第6項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の規定により開示等の請求を拒否する決定及び開示等の請求に係る個人情報を保管していないことにより開示等をすることができない旨の決定を含む。以下「開示決定等」という。）を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、その期間を当該開示等の請求

のあった日から起算して、開示請求にあっては30日を限度として、訂正、削除及び中止の請求にあっては60日を限度として、延長することができる。この場合においては、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、開示決定等を行ったときは、請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、請求に係る開示等をしないことの決定（以下「請求に応じない旨の決定」という。）を行ったときは、その理由を併せて書面により通知しなければならない。この場合において、当該請求に応じない理由がなくなる期日をあらかじめ明示できるときは、その期日を付記しなければならない。

（平27条例27・一部改正）

（第三者に対する意見聴取）

第21条 開示請求に係る個人情報に、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び開示請求をした者以外の者（以下この条及び第25条及び第26条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、当該開示請求に対する決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の記録の名称その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により、意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日と

の間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平28条例10・一部改正)

(開示等の実施及び方法)

第22条 実施機関は、第20条第1項の規定により開示決定を行ったときは、請求者に対し、速やかに当該個人情報の開示をしなければならない。

2 実施機関は、第20条第1項の規定により訂正、削除又は中止をする旨の決定を行ったときは、速やかに訂正、削除又は中止（以下「訂正等」という。）をしなければならない。

3 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書、図画又は写真に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、フィルム又は電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書、図画又は写真的保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(平27条例27・一部改正)

(費用負担)

第23条 個人情報が記録された行政文書（前条第3項ただし書に規定する文書、図画又は写真を複写したものを含む。）の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第24条 開示決定等又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求に

については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（平28条例10・全改）

（審査会への諮問）

第25条 開示決定等又は開示等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく北本市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求に係る請求に応じない旨の決定を取り消し、又は変更し、個人情報の全部の開示又は訂正等をすることとする場合。ただし、当該請求に応じない旨の決定について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。
- 2 実施機関は、前項に規定する審査請求についての裁決を審査請求を受理した日から起算して90日以内に行うよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求をした者、訂正の請求をした者、削除の請求をした者又は中止の請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（平27条例27・平28条例10・一部改正）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第26条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る請求に応じない旨の決定を変更し、当該請求に応じない旨の決定に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平28条例10・一部改正）

第4章 個人情報処理受託者の義務、事業者に対する措置等 (個人情報処理受託者の義務)

第27条 実施機関から個人情報の処理業務の委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。以下同じ。）を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該受託した処理業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報の処理業務を委託しようとするときは、当該受託者に対し、個人情報の保護を図るために、当該受託業務を行う場合における個人情報の漏えいを防止する等の個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

3 受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務について知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（事業者に対する措置）

第28条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いが

あるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。
- 3 市長は、事業者が第1項の規定による説明若しくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、又は前項の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。
- 4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聞くものとする。

(出資法人の講ずる措置)

第29条 市が出資している法人であって、規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、その保有する個人情報の保護に関し、この条例に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第5章 雜則

(運用状況の公表)

第30条 実施機関は、毎年度この条例の運用状況について公表するものとする。

(苦情の申出)

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(他の制度等との調整)

第32条 この条例は、法令その他の定めにより、個人情報の開示（特定個人情報の開示を除く。）又は訂正等の請求ができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が市民の利用に供することを目的として管理している個人情報が記録されている行政文書については、適用しない。

（平27条例27・一部改正）

（国等との協力）

第33条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるとときは、国等に対し、協力を求めるものとする。

2 市長は、個人情報の保護を目的として国等が行う施策に協力を求められたときは、その求めに応ずるものとする。

（個人情報保護制度に関する事務の改善等）

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、審議会の意見を聽かなければならない。

（委任）

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

第36条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、

又は加工したものを含む。) を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第38条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 受託業務を行う法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第36条又は第37条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第40条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。